

面会に関する院内規定

第1条(目的)

本規定は、入院患者の安静および療養環境を維持しつつ、家族等との交流を通じた精神的安寧の確保、ならびに療養上の意思決定支援を推進することを目的とする。

第2条(基本方針)

当院は、患者の権利を尊重し、可能な限り面会の機会を確保する。感染症の流行状況等により制限を行う場合であっても、患者の状態や家族の意向を考慮し、画一的な禁止は行わない。

第3条(面会時間および場所)

1. 面会時間：原則として、平日 14:00 ～ 16:30 とする。

1度の面会時間は30分以内、3名以内とする

- 療養上の必要性がある場合や、終末期等の緊急時はこの限りではない。

2. 面会場所：原則として病棟の面会コーナーとする。

- 歩行困難な患者や個室の場合は、病室内での面会を許可する。

なお、面会実施に関する運用方法等については、別に定める

第4条(面会者の制限)

1. 面会者は、原則として家族またはそれに準ずる者とする。

2. 感染防止の観点から、以下の場合は面会を制限またはお断りすることがある。

- 発熱、咳、下痢、発疹等の症状がある場合
- 感染症の流行期・院内でアウトブレイクの場合など感染対策上制限が必要と院長が判断したとき

第5条(面会時の遵守事項)

1. 病院入口および病棟入口での手指消毒を行うこと。
2. 院内規定に従い、マスクの着用を適切に行うこと。
3. 他の患者の安静を妨げないよう、大声での会話を控えること。
4. 許可のない飲食物の持ち込みおよび面会中の飲食は原則禁止とする。

第6条(意思決定支援における面会)

主治医または看護師が、病状説明や意思決定支援(アドバンス・ケア・プランニング等)に家族等の同席が必要と判断した場合は、第3条の規定にかかわらず、優先的に面会を調整する。

第7条(オンライン面会の活用)

感染症の流行等により直接面会が制限される場合、または遠方等の理由により来院が困難な場合は、病院所有の端末等を用いたオンライン面会の機会を提供する。

第8条(規定の周知と見直し)

1. 本規定は、院内掲示およびホームページ、入院案内等の書面により、患者および家族へ広く周知する。
2. 本規定は、地域の感染症発生動向や診療報酬改定の趣旨に基づき、適宜見直しを行う。